

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## ビジネスモデルに基づく測定分類と会計情報の有用性

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中田, 有祐 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000994">https://doi.org/10.57529/00000994</a>

## 〈論説〉

# ビジネスモデルに基づく測定分類と会計情報の有用性

中 田 有 祐

## 要 約

本稿は、近年会計基準設定において台頭しているビジネスモデルに基づく会計測定の分類について、現行諸基準における取扱いを整理・分析したうえで、それらの測定分類がどのように会計情報の有用性に寄与しうるかについて明らかにするものである。

検討の結果、第1に、会計基準設定において伝統的に広く用いられてきた「経営者の意図」の考え方と「ビジネスモデル」との間には、本質的に大きな違いはないことを確認している。第2に、現行諸基準の測定分類では、ビジネスモデルに基づき企業の自由選択に任せる領域は多くなく、しばしば指摘されるようなマネジメント・アプローチへのシフトは起こっていない点を明らかにしている。第3に、情報パースペクティブに基づけば、企業自らが選択でき、かつ選択可能な会計処理の選択肢が豊富にあるような分類方法が、将来キャッシュフローの金額、時期および不確実性をより精に識別するために望ましい方法であることを示している。第4に、測定パースペクティブに基づけば、資産・負債のシナジーの有無に応じて、企業自らが分類を選択することを可能とするような分類方法が望ましい方法であることを示している。第5に、情報パースペクティブ、測定パースペクティブのいずれの考え方に立脚しても、現行の基準体系において用いられている分類方法はかならずしも望ましいものではないことを指摘している。

## キーワード

IFRS ビジネスモデル 会計測定 情報パースペクティブ 測定パースペクティブ

## 目次

1. はじめに
2. ビジネスモデルと経営者の意図
3. IFRS における測定分類とその類型
4. ビジネスモデルに基づく測定分類と2つのパースペクティブ

## 5. まとめと今後の課題

### 1. はじめに

旧来、基準設定主体は、会計ルールが経営者によって恣意的に利用されることを防ぐべく、経営者による裁量の余地を狭める方向で基準開発を行ってきた。たとえば、米国では、1960年代より、資産性または負債性に乏しい繰延項目<sup>(1)</sup>の計上が問題視され、その計上を抑止すべく基準が整備されてきた。ただし、経営者の裁量の余地をなくすことと、企業の経済的実態を忠実に表現することはイコールではなく、むしろ裁量の余地をなくそうとすればするほど、財務報告は企業の経済的実態とはかけ離れたものとなる。たとえば、有価証券を一律に取得原価で評価していた時代においては、当該有価証券の認識・測定プロセスにおいて経営者の恣意性が混入する余地はほとんどなかったといえるが、他方で、それらの有価証券の取得原価情報が経済的実態をよく表していたともいえないであろう。

かかる問題に対処すべく、1980年前後より、たとえば金融資産の保有目的別分類、売買契約に類似したリース取引のオンバランス化など、認識および測定のカテゴリにおいて、企業の経済的実態をより良く反映させる工夫がなされてきた。さらに、近年の基準設定では、ビジネスモデルないし経営者の意図を会計測定により反映させる傾向にあるようにみえる。たとえば、国際会計基準審議会（IASB）から2009年に公表された国際財務報告基準第9号『金融商品』では、企業のビジネスモデルに基づいて金融資産の測定分類を行うことが要求されている<sup>(2)</sup>。

このように、近年の基準設定においては、企業の経済的実態をより忠実に表現すべく、会計上の測定分類を指定する際に企業に与える裁量の余地を拡大する傾向が窺われる。しかし、かかる分類が会計情報の有用性をどのように改善し高めるものであるかについては、いまだ議論の不足しているところであろう。

そのため、本稿では、ビジネスモデルに基づく測定分類が、会計情報の有用性をどのように高めるかについて検討することを目的とする。具体的には、まず、基準設定において伝統的に用いられてきた「経営者の意図」と「ビジネスモデル」との同異について検討する。つぎに、現行諸基準にみられる測定分類の類型を整理したうえで、基準設定においてビジネスモデルに基づく測定分類がどのように用いられているかについて分析をくわえる。そのうえで、情報パースペクティブおよび測定パースペクティブの観点から、ビジネスモデルに基づく測定分類が会計情報の有用性をどのように向上させるものであるかについて検討する。

## 2. ビジネスモデルと経営者の意図

企業の経営行動の財務報告への反映を表す用語として、経営者の意図 (management's intent)、ビジネスモデル (business model) などのさまざまな用語が用いられている。従来は、経営者の意図という用語がよく用いられていたところであるが、近年の基準設定の文脈では、ビジネスモデルという用語がしばしば使われている。そこで、ビジネスモデルが会計測定にどのように反映されているかについて検討する前に、まずは、用語の混同を避けるため、ビジネスモデルと経営者の意図の同異について確認しておきたい。

国際財務報告基準第9号『金融商品』(IFRS 9)では、ビジネスモデルと経営者の意図が区別されており、「企業のビジネスモデルは、個々の金融商品に関する経営者の意図には左右されず、「より高い集約されたレベルで判断される」ものであると述べられている (par. B. 4.1.2)。ただし、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会から2010年に公表された『会計におけるビジネスモデル：企業理論および財務報告』(ICAEW 2010)では、「ビジネスモデルは経営者の意図によって決定され、それゆえ会計に対するビジネスモデル・アプローチは、経営者の意図を反映するものである」(par. 4.2)とされてお

り、IFRS 9における両者の線引きは、明瞭でないようにも見える。

この点に関して、両者を区別する見解と、同一視する見解がともに存在している。また、両者を区別する見解は、①観察可能性/検証可能性 (observability/verifiability) の観点に基づく見解と、②安定性 (stability) の観点に基づく見解の2つに大別できる。以下では、これらの観点から、ビジネスモデルと経営者の意図の同異について検討を加えることにする。

### (1)観察可能性/検証可能性の観点からの区別

IFRS 9では、「企業のビジネスモデルは選択に関するものではなく（すなわち、任意の指定ではなく）、むしろ、企業が管理され、情報が経営者に提供される方法を通じて観察可能な事実の問題である」(par. BC 4. 20) と述べられている。すなわち、IFRS 9では、ビジネスモデルは、「観察困難な心理的側面を扱う経営者の意図とは区別される」ものとして捉えられている（古賀 2014, 725）。

また、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) から 2013 年に公表された『リサーチペーパー：財務諸表におけるビジネスモデルの役割』(EFRAG 2013) をはじめとして、今福 (2015, 119-121) や岡田他 (2015, 107-110) においては、キャッシュ・コンバージョン・サイクル (CCC) に着目して、ビジネスモデルの特徴が説明されている。CCC とは、「企業がキャッシュを資源に交換し、それをインプットにアウトプットとしての資源を生み出し、それをキャッシュと交換することで一連のサイクルが終着する」(Bezold 2009, 10; 岡田他 2015, 110) とする考え方である。そこでは、キャッシュフローが、「会計上の擬制 (fiction) に対して事実 (fact) を確認するというリアリティの検証において、重要な要素となる」(Bezold 2009, 10. 傍点は筆者)。

この考え方に依拠して、EFRAG (2013, par. 3. 38) では、つぎのように指摘されている。

「キャッシュフローは客観的に観察可能であり、キャッシュフローがど

のように利用され生成されるかを分析することで、価値の創造または破壊に関するビジネスモデルの影響を判断するための、より客観的な基礎が提供される」

すなわち、CCCを通じてビジネスモデルの影響を捕捉することで、客観的な観察が可能となるというのである<sup>(3)</sup>。

他方で、ICAEW (2010) では、企業が保有する建物の例を挙げながら、ビジネスモデル・アプローチの適用に際して生じうる不確実性について、以下のように説明されている。

「企業が、ある建物をオフィスとして利用しているか否かは明らかである。しかし、企業が特定の建物を投機を目的として保有しているか、賃貸収益の獲得を目的として保有しているかは、明らかではないだろう。さらには、企業は、投機目的で保有している建物をオフィスとして利用しながら、保有している間は賃貸収益の獲得を目的とする場合もある。……このような場合にビジネスモデル・アプローチを適用すると不確実性が生じ、比較可能なビジネスから比較不能な会計数値が生じるかもしれない。」

(ICAEW 2010, Appendix A 5.6)

当該建物について、会計上、何らかの測定値を付さなければならないが、オフィスとしての利用、賃貸収益の獲得または投機のいずれかに着目して測定値を付したとして、当該測定値から、このケースにおけるビジネスモデルまたは経営者の意図を正しく読み取ることではできないであろう。

このような問題が生じる理由としては、「インプットとアウトプットによるビジネスモデルの単純な概念化は、バリュー・プロポジションが複雑な新たなビジネスに対しては、適用困難である」(Page 2014, 688) ことが挙げられる。これら複雑なビジネスモデルに関しては、最終的なキャッシュへの交換を待たずして、経営者の意図もビジネスモデルも観察・検証することはできない<sup>(4)</sup>。したがって、観察可能性および検証可能性の観点からは、程度の差こそあるものの、ビジネスモデルと経営者の意図に本質的な違いを見出すことはできない

といえよう。

### (2)安定性の観点からの区別

EFRAG (2013) ではまた、ビジネスモデルは、経営者の意図とは異なり「一般に、より安定的であり」(par. B 50), 「ビジネスモデルを識別し観察すれば、ビジネスモデルに関する会計処理は、経営者の選択とは切り離されたものとなるだろう」(par. 3.7) と述べられている。また、Leisenring et al. (2012, 331) では、「実務上、経営者が従う意図のない、または従わないようなビジネスモデルを企業が有することはない」こと、および「利益追求行動の論理に従えば、特定の項目に関する経営者の意図と当該項目から利益を得るための行動は結びついている」ことから、原則として両者に違いはないという立場を採りながらも、「項目の使用、処分または決済に関する経営者の計画が短期的に変更されるような特徴をもつもの」についてはその例外であるとされている。

この点に関して、Page (2014, 686) では、「産業界において、バリュー・プロポジションには莫大な幅がある」ため、「組織の一部分のビジネスモデルを描写するにあたっては、経営者に非常に大きな自由裁量の余地が与えられる」と指摘されている。さらに、ビジネスモデルが安定的であるという仮定は、「裁定機会がほとんど存在しないという近代ファイナンス理論に支えられた」ものであるため、「当該仮定は非常に疑わしいものである」と述べられている(686-687)。

以上のことから、経営者の意図と比較すればビジネスモデルはいくぶん安定的であるとはいえるものの、安定性の観点からも、両者に本質的な違いはないといえよう。

### (3)その他の観点からの区別

別の観点から、両者を区別すべきとする見解もある。Milburn (2012) では、

両者を区別すべき理由として、「銀行その他の貸付機関は、利子率の変動リスクを管理する意図はなく、信用リスクと債権の回収可能性にのみ焦点を当てている……しかし彼らのビジネスモデルは、利子率の変動リスクに晒されている」という点が挙げられている（par. M 7）。そのため、「ビジネスモデルは……すべてのリスクを包摂し、ビジネスの過程における一部のリスクの管理を考慮に入れない経営者の意図とは異なる」と指摘されている（ibid.）。

この主張は、すなわち、経営者の意図とビジネスモデルとは、その指し示す範囲が異なるという主張である。Milburn（2012）の指摘するように、両者の意味する範囲が異なるのであれば、そこには確かに区別が必要となろう。しかし、この主張において、経営者の意図は、特定のリスクに関して、考慮するまたはしないという二極的なものしか想定されていない。実際には、キャッシュフローの回収目的で保有する金銭債権に関しても、経営者は、市場利子率の変動リスクを考慮に入れながら経営意思決定を行っているはずである。とすれば、そこに、ビジネス全体として当該変動リスクを管理しながら経営意思決定を行うこととの本質的な違いは見出せない。

#### (4)小括

これまでみてきたように、ビジネスモデルと経営者の意図は、どちらも、観察可能性・検証可能性に問題があり、また安定性にも問題がある。すなわち、程度の差こそあれ、両者に本質的な違いはないため、それらを異なる概念として区別し議論する意味は薄い。したがって、本稿では、以下、経営者の意図とビジネスモデルとを特に区別せず、同じものとして取り扱うことにする。

### 3. IFRS における測定分類とその類型

ビジネスモデルないし経営者の意図を会計基準へ反映させた結果として、会計測定において何らかの分類が生じることになる（たとえば、有価証券の保有

目的を反映させれば、その保有目的に応じた分類が生じる)。ここでは、国際財務報告基準(IFRS)における諸規定が、それぞれ、どのような測定分類を行っているかについて、例を挙げながらみていくことにする。

### (1)会計上の測定分類の類型

IFRSの諸規定に関する検討に入る前に、そもそも、測定分類がどのような類型に分けられるかを明らかにしておく必要がある。ここで、IASBから2015年に公表された公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』(IASB 2015)では、会計情報が目的適合性を有するためには、測定基礎の選択を行う際に、以下の要因を考慮する必要があるとされている(par. 6.54)。

(i)資産または負債の特徴

(ii)資産または負債が将来キャッシュフローにどのように寄与するか(これは、部分的には、企業が行っている事業活動の性質に応じて決まる)

企業が行っている事業活動の性質は、企業のビジネスモデルに応じて定まるものであるから、(ii)はすなわち、測定基礎の選択において企業のビジネスモデルを考慮すべきとする記述であると換言できよう。実際に現行諸基準の測定分類を俯瞰しても、(i)または(ii)のいずれかの考え方に基づいて分類が行われているようにみえる。

また、別の観点から分類方法を考えると、(iii)会計基準側で何通りかのビジネスモデルを想定し、あらかじめ分類を設定しておく場合と、(iv)企業自らに分類の選択権を与える場合の2つが考えられる。前者の例としては金融資産の保有目的別分類などが、後者の例としては金融資産・負債への公正価値オプションの適用などが挙げられよう。ただし、(i)資産または負債の特徴に基づき分類を行う場合、資産または負債の特徴それ自体は一意に定まるはずであり、企業に選択の余地が与えられるケースは想定されえないと思われる。

以上のことから、会計上の測定分類は、(A)資産・負債の特徴に基づき分類する方法、(B)企業のビジネスモデルに基づいた分類を会計基準が想定す

表1 会計上の測定分類の類型

	(iii) 会計基準による分類	(iv) 企業自らによる分類
(i) 資産・負債の特徴に基づく分類	(A)	————
(ii) 企業のビジネスモデルに基づく分類	(B)	(C)

(出典) IASB (2015) par. 6.54 を一部参考に筆者作成

る方法、および (C) 企業のビジネスモデルに応じて企業自らが分類を選択する方法の3つの類型に分けることができる (表1)。

以下では、IFRSにおける諸規定が、表1において示された測定分類に関する類型のいずれに当てはまるかについて、例を挙げながら検討を加える。

## (2)金融負債の測定分類

IFRS 9では、金融負債について、公正価値オプションが適用される金融負債等の一部の例外<sup>⑤</sup>を除き、すべての金融負債は、償却原価で測定しなければならないとされる (par. 4.2.1)。金融負債は、国際会計基準第32号『金融商品：表示』(IAS 32)においてつぎのように定義される (par. 11)。(a)金融資産を支払うもしくは金融資産・負債を潜在的に不利な条件で他の企業と交換する契約上の義務、または(b)企業自身の資本性金融商品で決済される (可能性のある) 契約の一部。(b)には、株式等の資本性金融商品により決済されるが金融負債の性格をもつもの (たとえば、金の購入の売建オプションを企業自身の資本性金融商品で決済するような契約) が該当する (IAS 32, pars. 11 and AG 27)。

IFRS 9のかかる規定は、金融負債の定義に該当する、すなわちIAS 32に示される経済的特徴を有する負債について、一部の例外を除きすべて償却原価で測定するものとして分類する規定である。したがって、この測定分類は、(A) 資産・負債の特徴に基づく分類方法に該当するといえる。

**(3)金融資産の測定分類****①旧 IAS 39 における分類**

つぎに、旧来の IFRS における金融資産の測定分類について概観する。IASB から 2001 年に公表された国際会計基準第 39 号『金融商品：認識および測定』（旧 IAS 39）では、企業の金融資産は、つぎの 4 つに分類することとされていた（表 2）<sup>(6)</sup>。

表 2 旧 IAS 39 における金融資産の分類

金融資産の特徴	測定分類
(i) 売買目的で保有する金融資産	公正価値で測定し、その結果生じた利得または損失は純損益に含める
(ii) 満期保有を目的として保有する投資	実効金利法による償却原価で測定する
(iii) 貸付金および売上債権	実効金利法による償却原価で測定する
(iv) 売却可能金融資産	公正価値で測定し、その結果生じた利得または損失はその他の包括利益に含める

（出典）旧 IAS 39 pars. 9, 46, and 55 に基づき筆者作成

また、子会社、関連会社およびジョイントベンチャーに対する持分については、IAS 39 の適用の範囲外とされ、国際会計基準第 27 号（IAS 27）、第 28 号（IAS 28）、および第 31 号（IAS 31）の定めに従うこととされていた（par. 2）<sup>(7)</sup>。

これらの分類のうち、(iii)貸付金および売上債権については、金融資産それ自体の経済的特徴に基づく分類であるが、その他は、不動産と同様に、考えられる金融資産の保有目的を基準設定主体側で想定し、企業がそれに応じて金融資産を分類する形が採られている。したがって、このケースは、一部に (A) 資産・負債の特徴に基づく分類方法を用いつつも、基本的な分類方法としては、(B) 企業のビジネスモデルに基づいた分類を会計基準が想定する方法に該当すると考えられる。

**②IFRS 9 における分類**

さきにみた旧 IAS 39 における金融資産の測定分類は、IFRS 9 の公表をもって廃止され、それ以降は IFRS 9 における規定に従うものとされている。IFRS 9 では、つぎの「両方に基づき、金融資産を事後的に償却原価で測定されるものか、公正価値で測定されるものかに分類しなければならない」とされている (par. 4.1.1)。

(i) 「金融資産の管理に関する企業のビジネスモデル」

(ii) 「金融資産の契約上のキャッシュフローの特性」

この規定は、一見すると、企業のビジネスモデルに基づき、企業自らが測定分類を判断するものであるかのようにみえる。しかし、以下の条件がともに満たされる場合にのみ、企業は金融資産を「償却原価で測定しなければならない」とされ、それ以外の場合には「公正価値で測定しなければならない」とされている (pars. 4.1.2 and 4.1.4)。

(iii) 「契約上のキャッシュフローの回収のために資産を保有することを目的とするビジネスモデルに基づいて、資産が保有されている」

(iv) 「金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュフローが特定の日に生じる」

(i)と(iii)、(ii)と(iv)の条件がそれぞれ対応しており、それらの条件によって、金融資産は公正価値で測定するものと償却原価で測定するものとに分類されることになる。(ii)・(iv)の条件は、契約の経済的特徴に関する条件である。(i)・(iii)の条件は、一見すると企業がビジネスモデルに応じてどちらの測定を採用するかを自由に選択できるもののようにもみえる。しかし、当該条件は、企業のビジネスモデルが「契約上のキャッシュフローの回収」という基準において想定されたビジネスモデルに合致するか否かを判定するものであり、ほんらい、そこに企業の裁量の余地はないはずである。したがって、IFRS 9 における金融資産の測定分類は、(A) 資産・負債の経済的特徴に基づく分類方法と (B) 企業のビジネスモデルに基づいた分類を会計基準が想定する方法の2つの方法から行われているといえる。

このようにみると、IFRS 9における分類は、旧IAS 39における分類と同様に、(A) および (B) の分類方法から構成されていることが分かる。しかし、両者を比較すると、IFRS 9では会計基準側で想定する測定分類がシンプルであり、それによって、企業のビジネスモデルにより合致した分類を可能とする点も指摘しておくべきであろう。たとえば、「企業が契約上のキャッシュフローを回収するために投資を保有しているが、特定の状況で投資を売却する」場合であっても、その目的は契約上のキャッシュフローの回収であり、「何回かの売却が行われても、当該目的と矛盾しない」とされている (par. B 4.1.4)。このケースは、従来であれば、ティンティング・ルールとして、それ以降の2事業年度にわたり「満期保有を目的とする投資」への分類が禁止されていたものである (旧IAS 39, par. 9)。このように、従前と比べてより実態に合った測定分類を可能としている点において、経済的実態をよりよく反映した会計情報が提供されうるものと考えられる<sup>(8)</sup>。

#### (4)金融商品の測定に関するオプション

つづいて、金融資産および金融負債の測定に関して、会計基準が、企業自らが会計測定を選択することを許容しているケースをみる。

##### ①公正価値オプション

IFRS 9では、基準の要求する金融資産・負債の分類にかかわらず、企業に対して、以下の条件のいずれかに該当する場合にかぎり、「当初認識時に、金融資産・負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定を行うこと」を許容している (pars. 4.1.5 and 4.2.1)。

- (i)「資産・負債の測定またはそれらに係る利得もしくは損失の認識を異なった基礎で行うことにより生じる測定または認識の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれる）が、除去または大幅に低減される」場合

- (ii)金融資産・負債のグループが、「文書化されたリスク管理戦略または投

資戦略に従って、公正価値ベースで管理され業績評価されており」、その情報が「企業の経営幹部に対して公正価値ベースで提供されている」場合

これらの規定は、一般に、公正価値オプションと呼ばれるものである。当該規定の(i)は、たとえば、特定のリスクに対して互いに反対の公正価値の変動を生じさせる金融資産・負債のうち、基準が、それらの一部だけが公正価値を通じた純損益での測定を要求している場合などである (par. B 4.1.30)。したがって、たとえば、これらの金融資産・負債を保有する目的が当該リスクに対するエクスポージャーの低減である場合、企業は、公正価値オプションを利用することができる。以上のことから、IFRS 9における公正価値オプションは、企業のビジネスモデルが基準の定める条件に適合すれば、(C) 企業自らが分類を選択することを可能とするものである。(ii)の規定についても、同様に、一定の条件下でそれを可能とするものであることは明白であろう。

## ②OCI オプション

また、IFRS 9では、資本性金融商品のうち、売買目的保有ではなく、企業結合における取得企業の条件付対価でないものについて、公正価値の事後的な変動を純損益に含めずに、その他の包括利益 (OCI) に含めるという取消不能の選択 (OCI オプション) を企業が行うことを許容している (par. 5.7.5)。これにより、企業は、資本性金融商品を保有する自身のビジネスモデルに応じて、当該資本性金融商品から生じる利得損失を、純損益において表示するか、その他の包括利益に表示するかを選択できる。そのため、この OCI オプションについても、公正価値オプションと同様に、(C) 企業のビジネスモデルに応じて、企業自らが分類を選択することを可能とするものであると位置づけることができる。

**(5)不動産の測定分類**

最後に、不動産の認識・測定分類についてみることにする。国際会計基準第40号『投資不動産』(IAS 40)では、企業の保有する不動産は、その利用目的に応じて、表3の(i)から(v)の5つに分類することとされており、分類された不動産は、それぞれの会計基準の定める測定の規定に従うことになる。

表3の(i)から(v)に示されるように、IFRSでは、考えられる不動産の利用目的を基準設定主体側で想定し、企業がそれに応じて不動産を分類する形が採られており、かかる分類は、不動産それ自体の経済的特徴には基づいていない。したがって、このケースは、(B)企業のビジネスモデルに基づいた分類を会計基準が想定する方法に該当すると考えられる。また、この分類によって、不動産は、資産として認識されるものとそうでないものに分かれることになる。その意味においては、この分類は、認識分類と測定分類の両方を兼ねているものであると指摘されよう。

さらに、IAS 40では、投資不動産に該当するものについて、原価モデルと公正価値モデルのいずれかを適用することが認められており(par. 30)、企業は、個別の不動産ごとに、いずれかのモデルを選択できる(par. 32 A)。これ

表3 不動産の利用目的と分類

不動産の利用目的	分類	適用されるIFRS
(i) 販売目的で保有している(または販売を目的として建設中もしくは開発中である)	棚卸資産	IAS 2 『棚卸資産』
(ii) 第三者のために建設中または開発中である	自己の資産ではない	IAS 11 『工事契約』
(iii) 財またはサービスの生産もしくは供給、または管理のために保有している	有形固定資産	IAS 16 『有形固定資産』
(iv) ファイナンス・リースに基づいて他の企業にリースされている	自己の資産ではない	IAS 17 『リース』
(v) 賃貸収益もしくは資本増価またはその両方を目的として保有している	投資不動産	IAS 40 『投資不動産』

(出典) IAS 40 pars. 5 and 9に基づき筆者作成

らの規定は、保有する投資不動産について、企業のビジネスモデルが賃貸収益と資本増価のどちらに重点を置くものであるかに応じて、企業自身が測定分類を選択することを可能とするものである。すなわち、(C) 企業のビジネスモデルに基づき、企業自らが分類を選択することを可能とするものである<sup>(9)</sup>。

以上のことから、不動産の分類についてまとめれば、不動産全体には(B)の分類方法が適用され、その結果として投資不動産に分類されたものについては、さらに、企業のビジネスモデルに応じて(C)の分類方法が適用されているといえよう<sup>(10)</sup>。

## (6)小括

近年の基準設定は、企業側の裁量の余地を拡大し、会計情報にビジネスモデルをより反映させる傾向にあるようにみえる。とりわけ、IFRS 9の金融資産の分類においてビジネスモデルという用語が用いられていることが、かかる傾向の代表例として採り上げられることが多いように思われる。また、かかる傾向は、一見すると、表1の(A)から(C)へのシフトであるように見え、すなわち、企業側に、ビジネスモデルに応じたフリーハンドに近い選択肢を与えているかのような印象を抱かせるものである。

しかし、本節における検討で示されたように、そのシフトが起こっている領域は、金融商品の公正価値オプションやOCIオプションといった限られた領域であることが分かる。したがって、近年の基準設定の傾向としては、資産・負債の経済的特徴に基づき分類を規定する思考から、ビジネスモデルに基づき分類を規定する思考へのシフト(すなわち、(A)から(B)へのシフト)が観察されるのみであり、その分類を企業自らが選択する方向へのシフトが起こっている領域はごく限定的であると考えられる。

#### 4. ビジネスモデルに基づく測定分類と2つのパースペクティブ

前節では、測定分類の方法について、(A) 資産・負債の特徴に基づく分類方法、(B) 企業のビジネスモデルに基づいた分類を会計基準が想定する方法、および(C) 企業のビジネスモデルに応じて企業自らが分類を選択する方法の3つの類型に分け、検討をくわえてきた。ここで、いずれの測定分類に基づけば会計情報の有用性が高まりうるのかという疑問が生じる。ただし、現行の概念フレームワークでは、測定基礎の選択に関して概念的基礎は提供されておらず(Barker 2013, 3; Barth 2014, 334-335)、そもそも、どのような会計情報を提供すべきかについても、旧来より、2つの異なる考え方が存在している。1つは、情報パースペクティブ (information perspective) であり、もう1つは、測定パースペクティブ (measurement perspective) である<sup>(11)</sup>。

##### (1)情報パースペクティブと測定パースペクティブ

情報パースペクティブは、「経済原理に焦点を当て、不確実性の経済学を抛りどころとして」おり、そこでは、「会計数値は、文字通りに資源の測定値として解されるのではなく、当該資源に関する情報として解される」(Demski 2005, 11)。そのため、このパースペクティブのもとでは、「会計は価値評価の言語と代数を用いるけれども、情報を伝えることにその目的がある」(Christensen and Demski 2003, 4-5; 訳書, 5) との考え方が採られる。

測定パースペクティブは、「古典的な経済学を抛りどころとして」おり、そこでは、「完全完備市場を前提とした一般均衡モデルにおいて、価値および利益は十分に定義され、利益は企業の資産および負債の価値として定義され……経済的な理想状態へ適切に接近することの重要性が強調される」(Demski 2005, 11)。そのため、経済的資源の価値評価そのものが目的とされ、かかる目的は、「適切に測定される価値のストック」と「適切に測定される価値の変

化のフロー，すなわち利益」による表現をもって達成される（Christensen and Demski 2003, 4-5; 訳書，5）。

このように2つのパースペクティブでは考え方が大きく異なる。また，Beaver（1998, 76; 訳書，110）において指摘されるように，基準設定主体は，「双方の目的を掲げており，基準ごとにそれぞれの相対的な重要性が異なる」。しかし，財務報告全体がどちらに立脚すべきかといった議論や，個別基準ごとの2つのパースペクティブの使い分けに関する議論は，本稿の主眼とするところではない。そのため，以下では，それぞれのパースペクティブに基づき基準設定を行う場合に，これまでみてきた3つの分類方法のうちのどの方法が選好されるかについて検討を加えることとする。

## (2)情報パースペクティブのもとでのビジネスモデル分類

情報パースペクティブのもとでは，生起しうる将来の状態の集合のうち，どの状態が生起するか（または，生起する確率が高いか）をより精に（finer）識別可能とする情報が有用であるとされる（Christensen and Demski 2003, 86-90; 訳書，105-108）。これを会計上の測定分類の文脈に適用するにあたっては，IASBから2010年に公表された『財務報告に関する概念フレームワーク』（IASB 2010）における以下の記述が参考になるものと考えられる。

「投資者，融資者および他の債権者のリターンに関する期待は，企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額，時期および不確実性（見通し）に関する彼らの評価に左右される。したがって，現在のおよび潜在的な投資者，融資者および他の債権者は，企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報を必要としている。」  
(IASB 2010, par. OB 3)

すなわち，IASB（2010）におけるこの記述に従えば，会計上の測定分類に関しては，将来キャッシュフローの金額，時期および不確実性をより精に識別できるようにする分類方法が選好されるといえる。

ここで、多くの場合、将来キャッシュフローは企業のビジネスモデルに応じて変化するものである。とすれば、(A) 資産・負債の特徴に基づく分類方法では、ビジネスモデルに応じて変化する将来キャッシュフローの金額、時期および不確実性を識別できるとはいえない。したがって、(A) の分類方法が選好されうる場合は、いかなる企業が保有しても同一のキャッシュフローを生み出すことが期待される資産・負債に限られるであろう。

そのため、多くの場合において、情報パースペクティブからはビジネスモデルに基づく分類方法が選好されることになる。さらにいえば、将来キャッシュフローの金額、時期および不確実性は、当然に、企業自身がかつともよく予測できるはずである。その意味では、情報パースペクティブにおいては、(C) 企業のビジネスモデルに応じて企業自らが分類を選択する方法が、もっとも選好すべき方法であると考えられる。

ただし、(C) による分類方法を用いても、選択可能な会計処理の種類が少なければ、将来キャッシュフローの金額、時期および不確実性が精に識別できるとはいえない点には注意を要する。たとえば、公正価値オプションは、企業自らが選択可能であるという点において優れているが、他方で、その結果として選択できる測定は、純損益を通じた公正価値測定と償却原価測定の種類である<sup>(12)</sup>ため、そこから識別されうる情報には、ごく限られた情報内容しかない。すなわち、金銭債権を例に挙げれば、当該債権に係るキャッシュフローの実現パターンとして企業が売却と回収のいずれを見込んでいるか、およびその場合のキャッシュ・インフローの金額を表現する情報が識別されるのみであり、より詳細な時期および不確実性に関する情報までは識別できないのである<sup>(13)</sup>。

以上のことから、情報パースペクティブにおいて求められる望ましい分類方法の特徴としては、企業自らが選択できること、選択可能な会計測定の選択肢が豊富にあること、の2点であるといえよう<sup>(14)(15)</sup>。

### (3)測定パースペクティブのもとでのビジネスモデル分類

つづいて、測定パースペクティブのもとでの分類方法の選択に議論を移すこととする。しばしば指摘されるように、厳密な意味での測定パースペクティブは、完全完備市場を前提とした一般均衡モデルにおける考え方であるため、現実世界においては説得力に欠ける概念である (Beaver and Demski 1979, 41-42; Hitz 2007, 332-333)。そのため、厳密な意味での測定パースペクティブと、現実世界におけるそれとは、区別して議論されるべきである (Hitz 2007, 333)。さらに、Scott (2011, 209-222) や辻山 (2011, 39) において指摘されるように、「Ohlson モデル等を手掛かりに、信頼性を損なわない範囲で企業自らが可能な限り時価情報を発信することが投資家の企業価値評価に資することになる」(辻山 2011, 39) という考え方も測定パースペクティブの範疇であると捉え、その解釈を緩めたほうが、現実的な議論を行うことができよう (以下、当該解釈を広義の測定パースペクティブと呼ぶ)。

ここで、広義の測定パースペクティブに基づけば、Feltham and Ohlson (1995, 698-700) の等式に示されるような、事業活動と財務活動との区別を前提とした企業価値評価において、(A) から (C) の測定分類がどのように企業価値の予測精度の向上に寄与するかが焦点となると考えられる。

かかる事業活動と財務活動の区別の仕方に関して、川村 (2011, 219) では、「キャッシュフローの予測可能性という観点から資産および負債のグルーピングを決定する場合、シナジーを有すると考えられる資産および負債をひとつの事業活動として識別」し、これを会計的配分の対象としたうえで、「他の資産および負債とのシナジーを有さない資産および負債であれば、これを公正価値による直接的測定の対象とすればよい」と指摘されている。すなわち、この枠組みでは、財務活動に属する資産・負債については「公正価値が企業価値の推定にあたって目的適合性を有」する情報となる (川村 2014, 55)。他方、事業活動に属するそれ以外の資産・負債については、会計的配分の対象とすることで、そこから生み出されるフロー情報が「直接的に企業価値を表現するもので

はないが、その情報を利用者が解釈することによって将来キャッシュフローの予測を通じて企業価値の推定に役立つ」(川村 2014, 56) ののである<sup>(16)</sup>。

この枠組みに従って考えると、項目が事業活動と財務活動のいずれに区分されるかについて、シナジーの有無に基づきより正確な分類を行う方法が、広義の測定パースペクティブにおいて望ましい分類方法といえる。この点からは、(A) 資産・負債の特徴に基づく分類方法は、いかなる企業が保有しても他の資産・負債とのシナジーを有さない資産・負債の分類方法としては、適当であるといえよう。他方で、事業活動にも財務活動にも用いられうる資産・負債の分類方法としては相応しくないと考えられる<sup>(17)</sup>。たとえば、売買目的としても、持合株式としても保有される資本性金融商品を、一律に(A)に基づき(公正価値で測定するものとして)分類することは、この枠組みにおいては適当ではないといえよう。

つぎに、(B) 企業のビジネスモデルに基づいた分類を会計基準が想定する方法について考える。この方法は、他の資産・負債とのシナジーを有する資産・負債と、有さない資産・負債とが、会計基準側で適切に分類されていれば、広義の測定パースペクティブからみて適当な分類方法となる。会計基準側での分類は多くの場合においてシナジーの有無を適切に区別していると考えられるものの、現行の基準体系をみると、そうではないケースも見受けられる。

前述のとおり、IFRS 9のもとでは、ある金融資産に関する企業のビジネスモデルが約定されたキャッシュフローの回収であり、かつ当該金融資産の元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュフローが特定の日に生じる場合、当該金融資産は償却原価で測定される。ここで、Nissim and Penman (2008, 23; 訳書, 46-47) において指摘されているように、債券トレーダーが短期国債を購入する場合には、確かに、そこにノウハウ等の経営資源とのシナジーが認められるが、小売業者が余剰資金の運用としてそれを購入する場合には、たとえ満期まで保有し元本および利息を回収することを目的としていても、そこに他の経営資源とのシナジーは存在しない。したがって、後者

の場合、広義の測定パースペクティブからは、当該短期国債は公正価値で測定されるべきとなる<sup>(18)</sup>。

最後に、(C) 企業のビジネスモデルに応じて企業自らが分類を選択する方法について検討する。通常、ある資産・負債のシナジーの有無をもっともよく把握しているのは企業自身であり、かつ (C) の分類方法は、企業自らが、他の資産・負債とのシナジーを有する資産・負債と、有さない資産・負債とに分類することを可能とするものである。したがって、企業がシナジーの有無に応じて資産・負債を正しく分類する限りにおいて、この方法は、広義の測定パースペクティブのもとでは理想的な分類方法といえる。

ここで、(C) の分類方法に該当する公正価値オプションは、会計上の mismatches の解消、またはリスク管理戦略もしくは投資戦略に従った公正価値ベースでの管理・業績評価を条件としてその適用が許容されている。これらの条件は、たとえば資産と負債が紐づけられ一体で管理されている、企業の投資戦略にしたがってポートフォリオ単位で公正価値ベースで管理されているといった場合、すなわち、対象となる資産・負債とノウハウ等の経営資源とのシナジーが推定される場合に満たされるものと考えられる。ところが、その場合には、広義の測定パースペクティブに照らせば、当該資産・負債はむしろ、公正価値測定の対象から除外されるべきものとなる<sup>(19)</sup>。それゆえ、公正価値オプションの適用条件がシナジーの有無を正しく分類するための条件として不適當であることは明らかである。したがって、現状では、公正価値オプションを用いても、企業は資産・負債をシナジーの有無に応じて正しく分類できるとはいえないであろう<sup>(20)</sup>。

#### (4)小括

本節の議論を要約すると、つぎの表4のように示すことができる。

いずれのパースペクティブにおいても、(C) の分類が望ましいとされる。これは、企業と情報利用者との情報の非対称性を考えれば、ある意味で当然の

表4 選好すべき測定分類の特徴と現行諸基準の測定分類に対する評価

	選好すべき分類の特徴	分類に対する評価
情報パース ベクティブ	将来キャッシュフローの金額、 時期および不確実性をより精に 識別する分類。	(C) の分類が望ましい。さらに、選 択可能な会計処理の選択肢を増やすべ きである。
測定パース ベクティブ	資産および負債のシナジーの有 無による分類。	(C) の分類が望ましい。さらに、シ ナジーの有無と関連した形で、分類を 行うための条件を規定すべきである。

(出典) 筆者作成

帰結である。すなわち、将来キャッシュフローの金額、時期および不確実性、またはシナジーの有無に関して、より多くの情報を有する企業が、自ら選択を行う範囲を拡大すれば、選好すべき分類により近い形での情報の提供がなされることになる。ただし、それらの測定分類は、あくまで理想型としての選好すべき分類である。現実の基準設定においては、それら理想型を目標に据えながらも、検証可能性や比較可能性等の観点から、妥協点を探る作業が必要になると思われる。

## 5. まとめと今後の課題

これまでの議論を要約すると、つぎのとおりである。

まず、ビジネスモデルと経営者の意図の同異について検討した。そこでは、観察可能性/検証可能性、および安定性の観点から両者の違いを見出し得るものの、それらはあくまで程度の差であり、したがって両者に本質的な違いはないことが確認された。

つぎに、会計上の分類方法を、(A) 資産・負債の特徴に基づく分類方法、(B) 企業のビジネスモデルに基づいた分類を会計基準が想定する方法、および (C) 企業のビジネスモデルに応じて企業自らが分類を選択する方法の3つの類型に分け、現行の基準体系における種々の会計ルールが、どの類型に当て

はまるものであるかについて検討した。そこでは、(A) から (B) ヘシフトする傾向はあっても、(C) へのシフトが起こっている領域はごく限定的であることが明らかになった。

さらに、情報パースペクティブと測定パースペクティブのそれぞれにおける、望ましい分類方法について検討をくわえた。その結果、情報パースペクティブの観点からは、企業自らが選択でき、かつ選択可能な会計処理の選択肢が豊富にあるような分類方法が、将来キャッシュフローの金額、時期および不確実性をより精に識別するために望ましい方法であることが示された。測定パースペクティブの観点からは、資産・負債のシナジーの有無に応じて、企業自らが分類を選択することを可能とするような分類方法が望ましい方法であることが示された。さらに、情報パースペクティブ、測定パースペクティブのいずれの考え方に立脚しても、現行の基準体系において用いられている分類方法はかならずしも望ましいものではない点が指摘された。

ただし、本稿では、企業に裁量の余地を与えることで会計情報に生じる、以下のような負の影響については、暗黙裡に、考慮外としてきた。

- ①検証可能性の低下
- ②比較可能性の低下
- ③理解可能性の低下

現行の諸基準における会計ルールは、企業の恣意的な選択により生じるこれら負の影響に対する規制という要素にたぶんに影響されている。そのため、ほんらいであれば、これらを踏まえた上で、会計上の測定分類に関して最適な着地点を探る必要があろう。この点については、今後の課題としたい。

#### 参考文献

- Baker, C. R. 2013. A critique of the concepts of measurement in financial accounting. *Working paper*. Adelphi University.
- Barth, M. E. 2014. Measurement in financial reporting: The need for concepts.

- Accounting Horizons* 28(2): 331-352.
- Beaver, W. H. 1998. *Financial Reporting: An Accounting Revolution* (3<sup>rd</sup> ed.). Upper Saddle River, NJ: Prentice-Hall. (伊藤邦雄訳. 2010. 『財務報告革命(第3版)』白桃書房.)
- and J. S. Demski. 1979. The nature of income measurement. *The Accounting Review* 54(1): 38-46.
- Bezold, A. 2009. The subject matter of financial reporting: The conflict between cash conversion cycles and fair value in the measurement of income. *Center for Excellence in Accounting and Security Analysis (CEASA) Occasional Paper*. Columbia Business School.
- Christensen, J. A. and J. S. Demski. 2003. *Accounting Theory: An Information Content Perspective*. London, U. K. : McGraw-Hill. (佐藤紘光監訳. 2007. 『会計情報の理論—情報内容パースペクティブ』中央経済社.)
- Demski, J. S. 2005. Accounting and economics. *The New Palgrave Dictionary of Economics* (2<sup>nd</sup> ed.) 1: 9-13. Hampshire, UK: Palgrave Macmillan.
- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG). 2013. *Research Paper: The Role of the Business Model in Financial Statements*. Brussels, BE: EFRAG.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2013. *Financial Instruments-Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities (Proposed Amendments to the FASB Accounting Standards Codification)*. Exposure Draft. Norwalk, CT: FASB.
- . 2014. *Accounting for Financial Instruments: Classification and Measurement* (Memorandum 265, April 2014). Norwalk, CT: FASB.
- . 2015. *Accounting Standards Codification*. Norwalk, CT: FASB.
- Feltham, G. A. and J. A. Ohlson. 1995. Valuation and clean surplus accounting for operating and financial activities. *Contemporary Accounting Research* 11(2): 689-731.
- Hitz, J-M. 2007. The decision usefulness of fair value accounting - A theoretical perspective. *European Accounting Review* 16(2): 323-362.
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW). 2010. *Business Models in Accounting: The Theory of the Firm and Financial Reporting*. Information for Better Markets. London, U. K. : ICAEW.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2001a. *Construction Contracts*. International Accounting Standard 11. London, U. K. : IASCF.
- . 2001b *Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries*. International Accounting Standard 27 (as issued April

- 2001). London, U. K. : IASCF.
- . 2001c. *Accounting for Investments in Associates*. International Accounting Standard 28 (as issued April 2001). London, U. K. : IASCF.
- . 2001d. *Interests in Joint Ventures*. International Accounting Standard 31. London, U. K. : IASCF.
- . 2001e. *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. International Accounting Standard 39 (as issued April 2001). London, U. K. : IASCF.
- . 2003a. *Inventories*. International Accounting Standard 2. London, U. K. : IASCF.
- . 2003b. *Property, Plant and Equipment*. International Accounting Standard 16. London, U. K. : IASCF.
- . 2003c. *Leases*. International Accounting Standard 17. London, U. K. : IASCF.
- . 2003d. *Investment Property*. International Accounting Standard 40. London, U. K. : IASCF.
- . 2004. *Impairment of Assets*. International Accounting Standard 36. London, U. K. : IASCF.
- . 2005a. *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. International Accounting Standard 39 (as amended June 2005). London, U. K. : IASCF.
- . 2005b. *Financial Instruments: Presentation*. International Accounting Standard 32. London, U. K. : IASCF.
- . 2010. *Conceptual Framework for Financial Reporting*. London, U. K. : IFRSF.
- . 2011a. *Consolidated Financial Statements*. International Financial Reporting Standard 10. London, U. K. : IFRSF.
- . 2011b. *Separate Financial Statements*. International Accounting Standard 27 (as revised May 2011). London, U. K. : IFRSF.
- . 2011c. *Investment in Associates and Joint Ventures*. International Accounting Standard 28 (as revised May 2011). London, U. K. : IFRSF.
- . 2013. *Financial Instruments*. International Financial Reporting Standard 9. London, U. K. : IFRSF.
- . 2015. *Conceptual Framework for Financial Reporting*. Exposure Draft. London, U. K. : IFRSF.
- Leisenring, J. J., T. J. Linsmeier, K. Schipper and E. W. Trott. 2012. Business-model (intent)-based accounting. *Accounting and Business Research* 42(3): 329-344.

- Liang, P. J. 2001. Recognition: An information content perspective. *Accounting Horizons* 15(3): 223-242.
- Linsmeier, T. J. 2013. A Standard setter's framework for selecting between fair value and historical cost measurement attributes: A basis for discussion of "Does fair value accounting for nonfinancial assets pass the market test?". *Review of Accounting Studies* 18: 776-782.
- Mattessich, R. 2008. *Two Hundred Years of Accounting Research: An International Survey of Personalities, Ideas and Publications (From the Beginning of the Nineteenth Century to the Beginning of the Twenty-First Century)*. Oxon, U.K. and New York, NY: Routledge.
- Milburn, J. A. 2012. *Toward a Measurement Framework for Financial Reporting by Profit-Oriented Entities*. Toronto, ON: Canadian Institute of Chartered Accountants (CICA).
- Nissim, D. and S. Penman. 2008. Principles for the application of fair value accounting. *Center for Excellence in Accounting and Security Analysis (CEASA) White Paper Number Two*. Columbia Business School. (角ヶ谷典幸・赤城論士訳. 2012. 『公正価値会計のフレームワーク』中央経済社.)
- Page, M. 2014. Business models as a basis for regulation of financial reporting. *Journal of Management and Governance* 18(3): 683-695.
- Scott, W. R. 2011. *Financial Accounting Theory* (6<sup>th</sup> ed.). Toronto, ON: Pearson Prentice-Hall.
- Sprouse, R. T. 1966. Accounting for what-you-may-call-its. *Journal of Accountancy* 122(4): 45-53.
- Whittington, G. 2010. Measurement in financial reporting. *Abacus* 46(1): 104-110.
- 今福愛志. 2015. 「財務報告におけるビジネスモデル概念の意味するもの—財務報告思考の連続と不連続—」『会計』188(1): 112-123.
- 岡田幸彦・中村亮介・大雄智. 2015. 「ビジネスモデルと会計処理—提携型ポイントプログラムの事例から」『会計』188(4): 496-507.
- 加古宜土. 1981. 『物価変動会計論』中央経済社.
- 川村義則. 2011. 「純利益と包括利益」. 斎藤静樹・徳賀芳弘編著. 2011. 『企業会計の基礎概念』中央経済社: 197-241 所収.
- . 2014. 「資産負債アプローチをめぐる議論からのインプリケーション—公正価値測定と歴史的原価測定のコスト分析—」『会計』185(1): 46-62.
- 古賀智敏. 2014. 「財務報告の認識基点とビジネスモデル・アプローチ」『会計』185(6): 721-735.

- 斎藤静樹. 2013. 『会計基準の研究 (増補改訂版)』中央経済社.
- 辻山栄子. 2002. 「利益の概念と情報価値(1)―実現の考え方」. 斎藤静樹編著. 2002. 『会計基準の基礎概念』中央経済社: 349-374 所収.
- . 2011. 「資本と利益」. 斎藤静樹・徳賀芳弘編著. 2011. 『企業会計の基礎概念』中央経済社: 25-69 所収.
- 徳賀芳弘. 2012. 「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』31(3): 141-204.
- 広瀬義州. 2013. 「ビジネスモデルと会計」『早稲田商学』434: 561-581.

## 注

- (1) いわゆる what-you-may-call-its である (Sprouse 1966)。
- (2) その他, 無形資産の報告範囲を拡大する動きも, 企業のビジネスモデルを財務報告に積極的に反映させるものとして捉えることができる。この点について詳しくは, たとえば, 広瀬 (2013) を参照されたい。
- (3) この点に関して, 岡田他 (2015) では, ビジネスモデルのどの側面に着目するかといった「観察者の意図」を排除する観点から, ビジネスモデルの影響を CCC に基づき捕捉することの有用性が述べられている (108-109)。
- (4) そもそも, CCC を通じてビジネスモデルを捕捉する意義は, 最終的なキャッシュへの交換が行われた段階で, 事後的な検証を行うことにあるようにみえる。ここでいう事後的な検証とは, 「事後の事実……によって投資家の事前の期待の成果を確認し, 期待を事後に修正して, 新たな期待を形成する」(辻山 2002, 358) ためのプロセス, すなわち, CCC の終着点としての確定したキャッシュフロー情報に基づく, 投資家の期待の改定である。この観点からは, ビジネスモデルがそれ以降も安定的に持続するものであれば, 事後的な検証を行うことで, 当該ビジネスモデルに関して, より精度の高い新たな期待を形成することができるといえよう。したがって, 経営者の意図の事後的な検証と, ビジネスモデルの事後的な検証において違いが生じるとすれば, それは, それらの安定性が異なる場合である。(しかし, 後述するように, 両者の安定性に本質的な違いはない。)
- (5) 当該例外とは, つぎの場合を指す (IFRS 9, par. 4. 2. 1)。(なお, IFRS 9 における用語法とは異なるが, 便宜上, ここでは(a)の例外を公正価値オプションと呼んでいる。)
  - (a)企業が純損益を通じて公正価値で測定するものとして選択している金融負債
  - (b)金融資産の譲渡が認識中止の要件を満たさない場合, または継続的関与アプローチが適用される場合に生じる金融負債
  - (c)金融保証契約

(d)市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメント

(e)企業結合における取得企業の条件付対価

- (6) IFRS では、金融商品会計に関して、2005年6月に、IAS 39に金融商品の公正価値オプションが導入され、2009年11月には、金融資産の分類および測定に関してIAS 39の一部の内容を置換するIFRS 9が公表されている。ここでは、それらの動きがあった以前のIFRSにおける金融資産の分類についてみている。
- (7) IAS 27『連結財務諸表および子会社に対する投資の会計処理』、IAS 28『関連会社に対する投資の会計処理』およびIAS 31『ジョイントベンチャーに対する持分』である。現在では、IAS 31は廃止され、IAS 27およびIAS 28についても、国際財務報告基準第10号(IFRS 10)『連結財務諸表』、IAS 27『個別財務諸表』およびIAS 28『関連会社および共同支配企業に対する投資』として改訂・整理されている。
- (8) ただし、前述のPage (2014, 686)における指摘のように、現実の企業のビジネスモデルはあまりに多様かつ複雑であるため、実務的にみれば、事実上、企業による恣意的な分類の余地が広がる可能性もあることには注意が必要であろう。
- (9) ただし、IASBが2つのモデルを認めている意図は、ビジネスモデルに関して企業に選択権を与えることではない点には注意が必要である。IAS 40では、「現段階で、投資不動産について公正価値モデルを要求することは実務上不可能である」(par. B 48)と考えられることから、原価モデルと公正価値モデルの2つのモデルを許容している。したがって、投資不動産の測定分類に関するIASBのほんらいの意図は、(C)ではなく(B)の分類(一律の公正価値モデルによる測定)にあらう。
- また、IASBが投資不動産に対して一律に公正価値モデルによる測定を要求すべきと考えている理由は、Linsmeier (2013)におけるつぎの指摘に表されているといえよう。

「投資不動産は他の資産とシナジーを生じる方法で利用されていないことが多く、それゆえに他の事業活動を妨げることなく売却可能である」こと、および「売却可能な流通市場が存在する」ことから、「投資不動産を公正価値で測定し、未実現利得および損失を利益に含めることでより目的適的な情報が提供される」(781)。

- (10) 有形固定資産についても、取得原価モデルと再評価モデルのいずれかの測定分類を適用することが認められている(IAS 16, par. 29)。しかし、そもそも、IAS 16の対象とする有形固定資産は「自己使用資産」であるから、そこではビジネスモデルに基づく測定分類は行いえないようにみえる。再評価モデルは、むしろ、企業のビジネスモデルとは直接関連しない外部環境の変化を財務報告に反映させるものと評すべきであろう。すなわち、再評価モデルが許容されているのは、「一定期間の物価変動が、特定の企業の諸活動にいかなる影響を及ぼしたかを、会計上明らかにするためには、当該企業が現に保有し、または費消した資産の個別価格の変動

を個別に観察し、その影響を具体的に反映すべきであるという考え方」(加古 1981, 197) によるものとみるべきである。

- (11) これら2つのパースペクティブについてより詳しくは、たとえば、Liang (2001), Mattessich (2008, Chap.19)などを参照されたい。
- (12) 資本金金融商品については、OCI オプションまで考慮すれば3種類である。
- (13) または、将来キャッシュフローの金額、時期および不確実性について、測定値に複数の情報を付加する方法が考えられる。たとえば、国際会計基準第36号『資産の減損』(IAS 36)において用いられているような回収可能価額(処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高いほう)は、2種類の測定基礎を用いているため、将来キャッシュフローの金額、時期および不確実性に関して、取得原価や公正価値よりも多くの情報を含んだものであるかもしれない。さらにいえば、Whittington (2010)において主張されるように、剝奪価値(再調達原価と回収可能価額のいずれか低いほう)は、単一の測定基礎を用いることの欠点を克服するものであるかもしれない。

しかし、それらの回収可能価額や剝奪価値を用いたとしても、結果として報告される情報は単一の測定値である。そのため、(計算の過程まで完全開示しないのであれば)そこから、将来キャッシュフローの金額、時期および不確実性について多くの情報を読み取ることはできない。この点において、それらの測定値を用いるよりも、複数の測定の選択肢を用意したほうが、情報をより精に識別するのに役立つものと考えられる。

- (14) さらにいえば、情報パースペクティブのもとでは、「財務報告は「情報ミックス全体」(すなわち、それ以外の公開情報の源泉)に対して価値関連的な増分情報を提供する」ものでなければならない(Beaver 1998, 76; 訳書, 109)。したがって、より厳密にいえば、情報パースペクティブのもとでは、他の情報源との組み合わせにおいて将来キャッシュフローの金額、時期および不確実性をより精に識別するための、会計測定の選択肢が求められることになる。
- (15) ただし、企業に自由裁量の余地を与えれば、将来キャッシュフローをより精に識別できるようになると同時に、信頼性や監査可能性といった会計システムのもつ比較優位性(Christensen and Demski 2003, 441(訳書, 536-537); 辻山 2011, 40)が損なわれる可能性がある。そのため、この問題は、ほんらいであれば両者を衡量しながら検討されなければならないものであろう。(会計システムの比較優位性に関する検討は本稿の範囲を超えるものであるため、ここでは特に検討を加えていない。)
- (16) 川村(2014, 52-59)では、さらに、前者の情報特性を直接的目的適合性、後者を間接的目的適合性と定義したうえで、社会的なコストの制約のもとで、いかなる場合にそれら2つの情報特性の便益の最大化が図られるかについて、数理モデルに基づき分析されている。そこでは、「最適な1つの公正価値による測定範囲を決

定する」よりも、「2つの公正価値測定の範囲（すなわち、2つの認識規準）を設定することが合理的となる場合がある」ことが示されている（59）。このことは、すなわち、事業活動に属する資産・負債について、その一部を公正価値で測定したうえで変動差額をOCIで認識し、純損益に含まれるフロー情報としては会計的配分による情報を維持することが、全体としての情報の目的適合性を最大化するうえで最適となる場合があることを含意するものである。

- (17) このことは、旧来より、会計測定の分類を、資産・負債の外形ではなく投資の性質に応じて行うべきとされてきたことと符合するものである。資産・負債の外形と投資の性質との関係について詳しくは、たとえば、斎藤（2013, 40-41）を参照されたい。
- (18) ここで問題とされる IFRS 9 の規定については、別の解釈も可能かもしれない。たとえば、徳賀（2012）では、「のれん価値を有さない金融商品でも活発な市場が存在しない、または市場自体が存在しないケースがあり、その場合の Mark to Model による評価額は、一般的に経営者の機会主義的な裁量の余地が大きいため、投資意思決定にも契約支援にも利用しにくいものとなる」（181）と指摘されている。そのため、「ストックの公正価値評価を推し進めて純資産価値によって経済価値を示す」純資産価値モデル（同上, 148）においても、財務活動に属するが活発な市場がない金融資産については、公正価値の代替値として償却原価で測定することも考えられる。

ただし、この考え方にに基づき IFRS 9 における金融資産の測定分類を解釈するのであれば、それは、ビジネスモデルによる測定分類ではなく、全面公正価値測定を基本としたうえでの測定値の硬度による測定分類であり、まったく異なる意味をもつものになる。また、この考え方に基づいても、短期国債には活発な市場が存在するため、小売業者が保有する短期国債を公正価値で測定しないことは正当化されないであろう。

- (19) このような逆転現象が起きるのは、IFRS 9 の公正価値オプションが、シナジーの有無ではなく、リスク・エクスポージャーを正しく表現することに焦点を当てた規定であることに原因があるようにみえる。
- (20) この点に関して、米国会計基準（FASB *Accounting Standards Codification*（FASB-ASC））では、会計上のミスマッチや企業のリスク管理戦略・投資戦略とは無関係に、一部の金融資産・負債を除き、企業に公正価値オプションの選択を認めている（FASB-ASC, par. 825-10-25-1）。したがって、広義の測定パースペクティブの観点からは、米国会計基準における公正価値オプションのほうが、企業自らがシナジーの有無に応じて分類することが可能となる点で優れているといえそうである。

なお、FASB から 2013 年に公表された公開草案『金融資産および金融負債の認識および測定』（FASB 2013）では、IASB と足並みを揃えるべく、公正価値オプ

ションの適用に IFRS 9 のそれと同様の条件を課す方向性であった (par. 825-30-15-2) が, その後の再審議において, 現行の米国会計基準における公正価値オプションの条件を維持することが再決定されている (FASB 2014, 2)。

